

小樽市立菁園中学校 部活動ガイドライン

令和7年度

* 部活動の意義

中学校で行われている部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った子どもたちが、学級や学年の枠をこえて集まって、自発的・自主的に行う活動であり、学校教育においてきわめて有意義な役割を担っている。楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を展開していくためにも、大切な活動であると考えます。

1. 部活動の位置付け

部活動は、教育課程（学校の教育計画）外の学校教育活動であるが、部活動の意義に鑑み、本校の教育活動の一環として実施する。

2. 部活動の目標

①個性の伸長

共通の趣味、特技を追求することにより、知識を深め技能を高める。

②自主的生活態度の育成

余暇の善利用を図り、自律的・自主的な生活態度を養う。

③望ましい人間関係などの育成

先輩・後輩の望ましい人間関係を育て、集団としての資質や態度を身につけ、社会性を養う。

3. 開設する部について

① 設置条件

ア. 指導顧問がいること。

イ. 5名以上の希望者がいること。

(チームスポーツにおいては、試合に出ることのできる人数)

ウ. 活動場所があること。

② 設置方法

ア. 部活動の設置は、前年度まで設置されていた部を考慮し、生徒の希望調査等を参考にしながら、職員会議を経て学校長が決定する。

イ. 新しい部の結成や廃部は、職員会議を経て、学校長が決定する。

③ その他

ア. 基本的には単年度設置とし、年度ごとに見直す。

イ. 廃部は①の条件が満たされなかったときとする。

ウ. 合同チームについては別途協議する。

4. 合同部活動（拠点校方式）について…本校の場合、野球、サッカー、バレーボール、茶道、科学、将棋が対象となる。

ア. サッカー拠点校を長橋中学校として、バレーボール拠点校を朝里中学校として、部活動のすべてを拠点校で行う。（本校には設置しない）野球拠点校を本校として活動する。

イ. 顧問については拠点校で決定し、生徒・保護者への連絡等についてもその顧問が責任をもって行う。

ウ. 校内には連絡員（窓口）を置く。

5. 部活動への加入について

① 原則、部活動へは、希望する者が加入することとし、部のかけ持ちは認めない。

② 加入には、保護者の同意を必要とする。

③ 部活動の年度途中の変更は、認めないことを原則とする。

④ 合同部活動の加入については、学校を通して拠点校へ入部届を提出する。

6. 活動について

① 活動については、顧問の考えと生徒の実態を考慮し実施する。

② 平日の部活動について

ア. **活動時間は、2時間程度とする。活動時間は16:00～18:00と基本とする。**

イ. 年度末・年度始、閉庁日の活動は、基本的には行なわない。

ウ. 早朝の部活動は行わないことを原則とする。

③ 休日及び長期休業中の部活動について

ア. **活動時間は、3時間程度とする。**

イ. 原則、土日連日の活動は行わない。ただし、大会・コンクール等へ連日参加した場合は、代替休養日として月曜日をあてる。

- ④ 定期テスト前の活動について
 テスト3日前から、部活動は停止する。大会、コンクールの場合は、学校長の許可を得て活動すること。
- ⑤ 職員会議、研修日、事務処理日等の会議日の時
 原則、活動を行わない。大会、コンクールが近い場合は、学校長の許可を得て活動すること。
- ⑥ 休養日について
 ア. 平日は毎週1日以上、土日・祝日は毎週1日以上の休養日を設ける。

イ. 次にあげる学校行事日

- ・ 宿泊を伴う旅行的行事の前日、当日及び翌日（該当学年のみ）
- ・ 宿泊を伴わない旅行的行事の当日（該当学年のみ）
- ・ 体育大会の前日及び当日、スキー遠足の当日
- ・ 文化祭については文化祭実施計画に従う
- ・ その他、中止が妥当だと判断される場合はその都度決定する。

⑦ 活動場所

【夏季・冬季切り替え時期】

夏季期間	冬季期間
部活動会議～二学期期末テスト	二学期期末テスト終了日 ～部活動会議

※ただしグラウンド状況などを考慮し、顧問と係の話し合いの中で体育館割を決める。

【夏季体育館割】

月	火	水	木	金
隔週	男女バスケット	バドミントン 卓球	男女バスケット	バドミントン 卓球

【夏季グラウンド割】

月	火	水	木	金
隔週	野球	陸上	野球	陸上

【冬季体育館割】

月	火	水	木	金
バドミントン バスケ	陸上 隔週	バドミントン 卓球	卓球 バスケ	野球

【廊下等のトレーニング】

- ア. ランニングは3F～4Fで行うこととする。定例の委員会の時は禁止。
 （中央階段⇒3F音楽室前⇒4F理科室前⇒1年生教室前⇒2年生教室前）
 （時間は15:00～15:15または、16:00～16:15の時間帯で。それ以外の時間帯でランニングをする場合は中央階段のみを使用する。）
- イ. 場所については、2F廊下は禁止とする。
- ウ. ボールや用具の使用は禁止。ただし休日や長期休業時については、当日の顧問間で場所を調整し使用を可能とする。必ず顧問が活動場所につくこととする。

⑧ 整理整頓・清掃について

- ア. 体育館器具庫の清掃を実施する。（毎週土曜日、体育館使用の最後の部活動が行う。）
- イ. 顧問は使用後の状況や戸締まり等を確認することとする。
- ウ. 教室も含め、使用場所の清掃整頓は責任を持って行う。
- エ. 各自の持ち物は、活動場所で部ごとに整頓し、自己責任で管理する。
- オ. 各部の用具は決められた場所で責任を持って保管する。

7. 留意事項

- ① 各部の顧問は、本校職員が複数で担当することを原則とする。（合同部活動を除く）また、教員定数の増減に伴い、部活動数の変動があり得る。また、活動内容も変わる。
- ② 部活動は、指導者の監督の下に行う。特別な場合、学校長の許可を得て、外部コーチまたは部活動指導員を活用することができる。
- ③ 部活動は、学校長の承認を得た年間計画・月間計画などに基づいて行う。各種計画は部活動顧問が保管する。
- ④ 対外試合・練習試合・コンクールなどについて
ア. 学校長が教育上必要と認めた場合に参加できる。部活動顧問は事前に学校長の許可を取る。
イ. 生徒の移送については、保護者の責任とし、原則として公共交通機関を利用する。
- ⑤ 部活外種目の中体連大会（市内大会、全道大会等）への引率は、その都度、担当係を中心に協議する。
- ⑥ 学校生活における部活動参加の位置付けは、授業・学習活動はもとより、学級会活動、生徒会活動が部活動よりも優先する。
- ⑦ 部活動は希望参加制とするが、積極的に参加することが望ましい。また、3年間継続して同じ部活動に参加することが望ましいが、廃部あるいは休部となる場合はその限りではない。
- ⑧ 経費について
ア. 部費とPTAからの補助により活動する。PTAからの補助についてはその規約に従う。大会参加料や不足する消耗品などは、参加者負担とする。
イ. 部費の管理については、保護者等と連携・協議し、適切に執行すること。
- ⑨ 災害の補償について
日本スポーツ振興センターの災害共済給付が活用できるが、適用されない場合もある。（申請に際し、活動計画の提示を求められることが多い。）
- ⑩ 必要時には、顧問会議を開催する。

8. 保護者・PTAとの関わりについて

- ① 各部活動の運営に当たっては、その活動を円滑に進めることができるよう、保護者の協力を図るため、部活動保護者会を組織することが望ましい。
- ② 小樽市立菁園中学校文化・スポーツ奨励会より
ア. 保護者は各部ごとに設置する保護者会に加入し、指導者との協力体制をつくる。
イ. 奨励会細則より、運動系と吹奏楽部への加入者は、3200円を納入する。
ウ. 中体連主催の市内大会・後志代表決定戦・全道大会・全国大会については補助の対象となる。

9. その他

- ① 部活動での宿泊練習は禁止とする。（協会や連盟の主催による宿泊練習は、保護者の責任において参加させること）
- ② 個人懇談などによる午前授業の日の指導者は、別途巡回指導者を充てる。
- ③ 活動時間・下校時間・設備・備品の利用など、部活動に関する約束を守れない場合や、日常の学校生活におけるルール違反、反社会的行為があったときには、当該部活動を停止することがある。
- ④ 運動部の服装は、ジャージ、ユニフォームなど各部で決められた服装で参加する。
- ⑤ かばんなどの持ち物は活動場所に持参し、活動終了後は教室に戻らず下校する。
- ⑥ 更衣室は更衣のみに使用すること。
- ⑦ 顧問不在の場合は活動できない。
- ⑧ 用具の出し入れなどは、顧問の許可を得ること。
- ⑨ 活動終了後は、清掃、整備を行い、消灯、窓、非常口などの点検を行う。
- ⑩ 部活動に関する相談窓口は教頭とする。

令和7年2月28日 改訂